

令和8年度輸送の安全に関する公表（情報公開）

京成タクシーイースト株式会社は、令和8年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針「安全方針」

【私たちは、交通事故「0」を目指します】

安全宣言

- （1）私たちは、安全をすべてに最優先します
- （2）私たちは、安全を確保するため、法令や規則を守ります
- （3）私たちは、安全について、たえず改善に努めます

京成タクシーイースト株式会社は、輸送の安全の確保が旅客自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定め、周知する。

- 一 安全はすべてに優先
私たちは、安全な運行・車両を提供するとともに、お客様の安全を最優先に行動することにより、一致団結して輸送の安全を確保します。
- 二 法令や規則を遵守
私たちは、輸送の安全に関する法令や規則を遵守し、常に輸送の安全に関する状況を確認し、お客様目線にあった輸送を遂行します。
- 三 安全の継続的改善
私たちは、常に輸送の安全の確保に向けた問題意識を持ち安全対策の継続的改善に努めます。

2. 輸送の安全に関する内部監査の報告及び目標と当該目標の達成状況

輸送の安全に関する内部監査：令和8年2月19日 実施

実施の結果、重大な不適合は発見されませんでした。引き続き、内部監査結果等を活用し、輸送の安全に関する継続的な改善に努めてまいります。

（総件数及び類型別の事故件数）

	重大事故		有責事故	
	目標	実績	目標	実績
令和7年度	0件	2件	148件	207件

※1. 重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

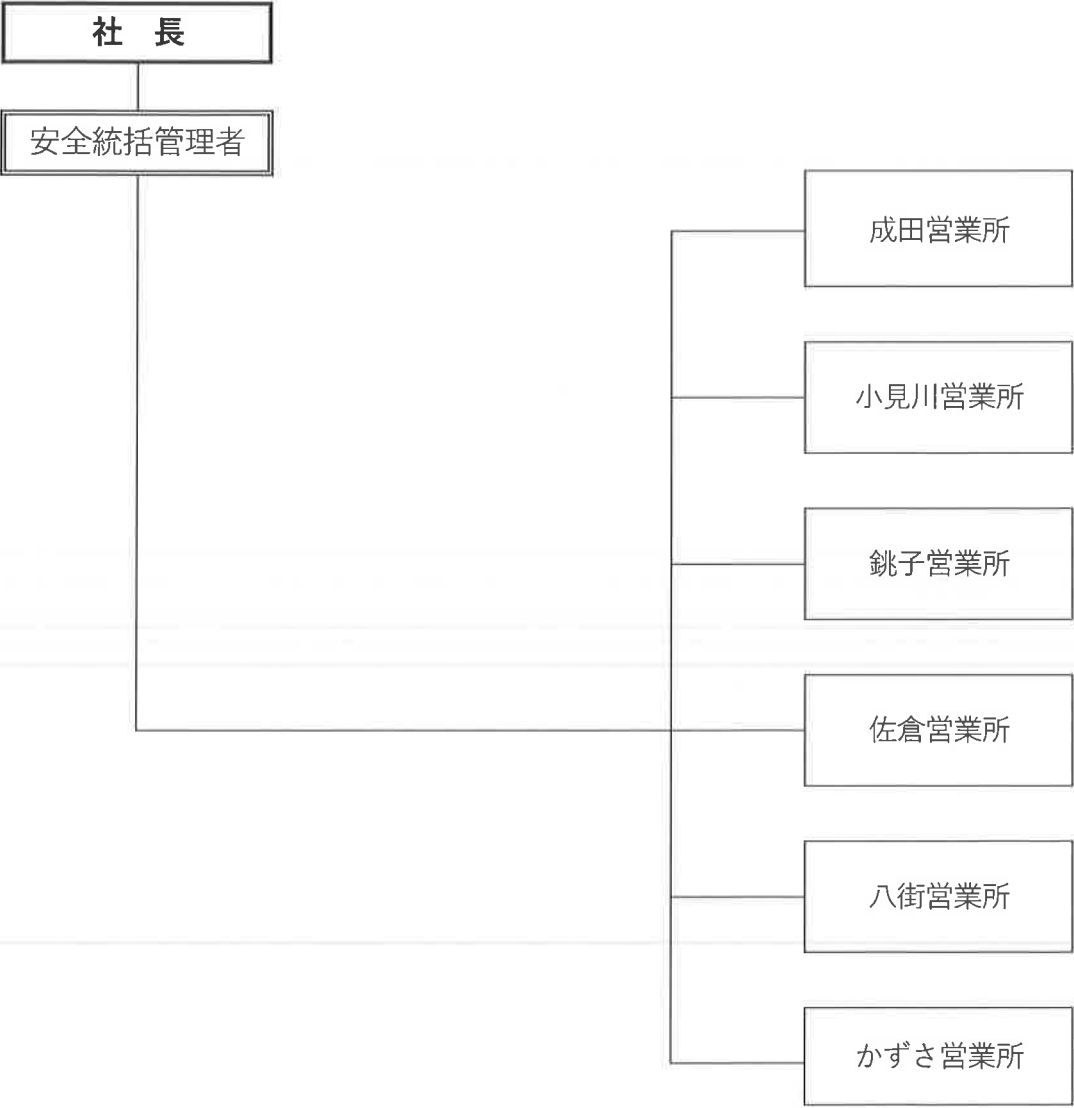
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(総件数及び類型別の事故件数)

	重大事故		有責事故	
	目標	実績	目標	実績
令和8年度	0件	—	174件	—

※1. 重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



※「安全統括管理者 村中博之」

5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、輸送の安全を確保する上で必要な次に掲げる事項に関し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守すること。
 - ①輸送に従事する社員の確保
 - ②輸送施設の確保及び作業環境の整備
 - ③安全な輸送サービスの実施及びその監視
 - ④事故等への対応
 - ⑤事故等の再発防止措置及び予防措置
- (2) 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報を共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを適確に実施する。

具体的な取り組み事項

- ・シートベルト声掛け 100%による車内事故の撲滅
- ・横断歩道の手前で必ず歩行者有無を確認、歩行者を発見したら停止し、交差点での事故の撲滅
- ・ドアの開閉時は後ろを振り返り、声掛けと目視による事故の撲滅
- ・早朝深夜のハイビーム活用による路上横臥者轢過事故の撲滅
- ・安全不確認による後退事故の撲滅
- ・事故発生時は、車両の停止と負傷者を救護し、危険防止措置をとり、警察に通報する

6. 輸送の安全に関する計画

(1) 乗務員研修

乗務員研修の年間計画を作成し、初任乗務員研修、適齢乗務員研修、現任乗務員研修を行い、輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

(2) 乗務員教育

乗務員教育の年間計画を作成し、初任、適齢、現任乗務員に対する関係法令の遵守、ヒヤリハット等の小集団教育を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

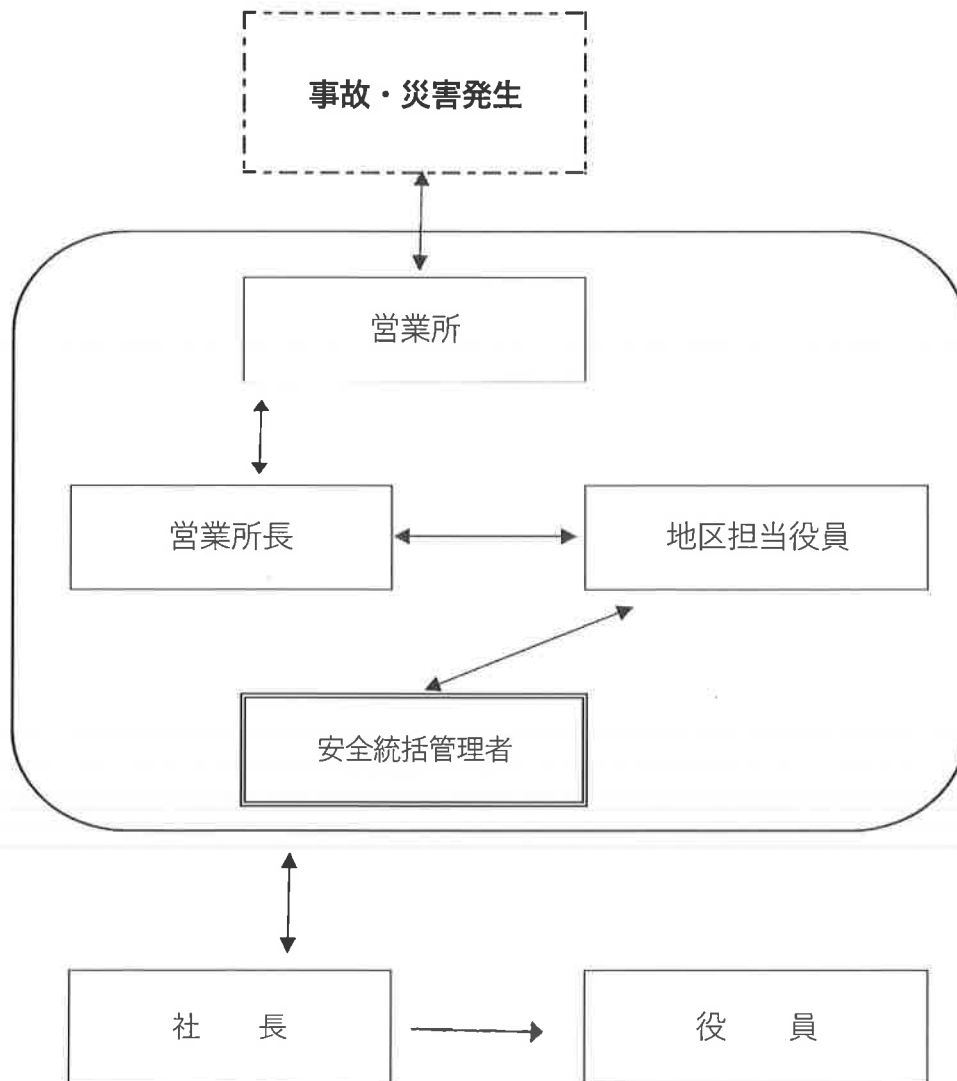
(3) 交通安全運動等期間中は、事故防止運動を実施します。

- ・春の全国交通安全運動

- ・夏の事故防止運動
- ・秋の全国交通安全運動
- ・冬の交通安全運動

(4) 輸送の安全に関する内部監査を年間に1回以上実施し、是正・予防措置を講ずると共に、継続的改善に努めていきます。

7. 事故・災害等に関する報告連絡体制



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 輸送の安全に関する教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月1回開催
- (2) 乗務員教育、研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月1回開催
- (3) 関係法令、社内規程の遵守教育・・・・・・・・・・毎月1回開催
- (4) 事故惹起者に対する教育、指導・・・・・・・・・・事故発生直後

9. 行政処分内容、講じた措置等
別途公表

以 上